

(令和6年4月1日～令和7年3月31日に借入申込書を受理するものに適用します。)

鳥取県

○：不足地域

- 新設の場合、融資対象となります。
- 増改築の場合、「甲種増改築資金」として融資対象となります。

×：充足地域

- 新設の場合、原則として融資対象になりません。
- 増改築の場合、「乙種増改築資金」として融資対象となります。
- ※ 「在宅療養支援（歯科）診療所」及び「かかりつけ医機能を有する診療所」の新築資金については、診療所充足地域においてもご融資の対象となります。
- ※ 医師少数区域等における医療体制のために必要な業務を行ったとして認定を受けた医師による新築資金については、診療所充足地域においてもご融資の対象となります。

(詳細は、「ご融資の種類」ページをご参照ください。)

市区町村名	一般診療所 過不足	歯科診療所 過不足
鳥取市	○	×
米子市	×	×
倉吉市	○	×
境港市	○	○
岩美町	○	○
若桜町	○	○
智頭町	○	○
八頭町	○	○
三朝町	○	○
湯梨浜町	○	○
琴浦町	○	○
北栄町	○	○
日吉津村	×	○
大山町	○	○
南部町	○	○
伯耆町	○	○
日南町	○	○
日野町	○	○
江府町	○	○